

岩国市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領について（お知らせ）

令和8年4月
岩国市契約監理課

岩国市営繕系工事における「週休2日工事」の試行要領を改定し、以下のとおり実施要領とすることとしたのでお知らせします。

1 主な改定内容

単位施工単価の規定を追加

2 週休2日の定義

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。

3 対象工事

岩国市が「完全週休2日（土日）Ⅰ型の対象工事」又は「完全週休2日（土日）Ⅱ型の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。

4 対象工事である旨の明示

入札公告又は現場説明書に「完全週休2日（土日）Ⅰ型の対象工事」又は「完全週休2日（土日）Ⅱ型の対象工事」である旨を明示する。

5 適用基準日

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事に適用する。